

地方公務員等共済組合法施行令等
の改正案について

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令案（仮称）の概要等

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 40 号）の一部の施行（施行日：令和 4 年 10 月 1 日）に伴い、地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）等の一部の改正を行う。

1 概要

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 40 号。以下「年金制度改正法」という。）における地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「法」という。）の改正により、令和 4 年 10 月から、被用者保険（健康保険、厚生年金保険）の適用がある短時間勤務者に対し、法の短期給付及び福祉事業に関する規定を適用することとされた。

このため、地方公務員等共済組合法施行令等において所要の改正を行う。

2 改正事項

（１） 法の「職員」の範囲を定める政令の規定において、新たに以下の者を追加する

イ 常勤職員の所定勤務時間以上勤務している非常勤職員
（採用当初から勤務期間 12 月以下の者）

ロ 所定勤務時間・日数が常勤職員の 3/4 以上であって、
2 か月を超えて使用されることが見込まれる非常勤職員

ハ 所定勤務時間・日数が常勤職員の 3/4 未満であって、

① 週の所定勤務時間が 20 時間以上

② 2 か月を超えて使用されることが見込まれる

③ 月額賃金が 8.8 万円以上

④ 学生でない

の条件を全て満たす非常勤職員

※ 新たに「職員」となる非常勤職員には、既に厚生年金が直接適用されている。被用者年金の一元化（平成 27 年 10 月以降）により、地方公務員等共済制度上、公的年金としての長期給付は厚生年金となっているため、新たに「職員」となる非常勤職員には、法の短期給付（医療保険）及び福祉事業（健康診査等）に関する規定のみを適用する。

- (2) 「職員」から除かれる臨時職員を定める規定を整備するほか、政令における所要の規定の整備を行う。

○地方公務員等共済組合法（年金制度改正法による改正後）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 職員 常時勤務に服することを要する地方公務員（（中略）その他の常時勤務に服することを要しない地方公務員で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者（二月以内の期間を定めて使用される者であつて、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないものに限る。（中略））その他の政令で定める者を含まないものとする。）をいう。

二～六 （略）

2～4 （略）

○地方公務員等共済組合法施行令（現行）

（職員）

第二条 常時勤務に服することを要する地方公務員以外の地方公務員で法第二条第一項第一号の規定により職員に含まれるものは、次に掲げる者とする。

一～四の二 （略）

五 常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、総務大臣の定めるところにより、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日（中略）が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの

3 施行期日

令和4年10月1日

4 省令改正について

上記の政令改正に併せ、新たに「職員」となる非常勤職員に係る組合員資格取得届の新設等、所要の規定の整備を行う。